

長崎県立特別支援学校における介護等体験実施要項

長崎県教育委員会

1 目的

この要項は、長崎県立特別支援学校（以下「特別支援学校」という。）において実施する「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年法律第90号。以下「介護等体験特例法」という。）により免許状の授与の要件として義務付けられた介護等の体験（以下「介護等体験」という。）に関して必要な事項を定め、特別支援学校における介護等体験の円滑かつ適正な運営を確保することを目的とする。

2 対象者

介護等体験特例法の適用を受け、教育職員免許法第5条第1項の規定により小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者で、次のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 長崎県内の大学、短期大学及び文部大臣の指定する教員養成機関（以下「大学等」という。）に在学する者（科目履修生を含む。）とする。
- (2) 長崎県内に在住する大学等の通信教育受講生。
- (3) 長崎県外の大学等に在学する長崎県内高校の卒業生。（その大学等の所在する都道府県での受け入れが困難と認められ、かつ本県における受け入れが可能である場合に限る。）
- (4) その他、長崎県内における介護等体験が特に必要と認められる者。

3 実施期間及び時期

介護等体験の実施期間は原則として連続する2日間とし、実施の時期は大学等との協議に基づき、受け入れる特別支援学校長が定める。

4 介護等体験の内容

介護等体験の内容については、特別支援学校の校長が定めるものとする。

5 申し込み手続き

- (1) 大学等は、この要項2に定める対象者で、介護等体験を希望する者（以下「介護等体験生」という。）を、当該年度の4月末までに、介護等体験申込書（様式第1号）により一括して長崎県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に申し込むものとする。
- (2) 特別支援学校長は、介護等体験受入計画書（様式第2号）を作成し、4月末までに県教育委員会に提出するものとする。
- (3) 県教育委員会は、大学等の申し込みをもとに受け入れ数の調整を行い、その結果を5月末までに、介護等体験受入決定通知書（様式第3号）により大学等に、介護等体験受入通知書（様式第4号）により特別支援学校長に通知するものとする。

(4) 通知を受けた特別支援学校（以下「介護等体験実施校」という。）は、大学等と受け入れ日程等の調整をした後、介護等体験実施通知書（様式第5号）を大学等に送付するものとする。

(5) 大学等は、介護等体験生名簿（様式第6号）を作成し、介護等体験の実施1か月前までに、介護等体験実施校に提出するものとする。

なお、この要項9に定める証明書発行のため、大学等は予め学生名等を記入した当該証明書の様式（様式第7号）を、介護等体験生名簿とともに介護等体験実施校に提出するものとする。

(6) 介護等体験の期間変更について

ア 大学等は、介護等体験生が病気等特別な事情により介護等体験の期間を変更する必要があるときは、介護等体験実施校と協議したうえで、介護等体験期間変更届（様式第8号）を介護等体験実施校に提出するものとする。

イ 介護等体験実施校は、大学等から介護等体験の期間変更の申し出があったとき、または、やむを得ない理由により介護等体験の期間を変更する必要があるときは、大学等と協議したうえで、介護等体験期間変更通知書（様式第9号）を大学等に送付するものとする。

(7) 大学等は、介護等体験の辞退者が生じた場合は、遅滞なく介護等体験実施校に連絡するとともに、併せて介護等体験辞退届（様式第10号）を速やかに、介護等体験実施校に提出しなければならない。

6 事前指導

大学等は、介護等体験生に対して、必要な事前指導を行わなければならない。

7 介護等体験生の責務

介護等体験生は、大学等及び介護等体験実施校の指導に誠実に従うとともに、介護等体験により知り得た児童生徒に関する情報を他に漏らしてはならない。

8 事故発生時の対応

(1) 大学等は、介護等体験実施校において介護等体験生が起こした事故については、誠意をもって対応しなければならない。

(2) 介護等体験実施校は、介護等体験にかかわる事故が発生した場合には、大学等に連絡するとともに、県教育委員会に事故報告をしなければならない。

9 証明書の発行

介護等体験実施校の校長は、介護等体験がすべて終了したときは、証明書（様式第7号）を発行するものとする。

ただし、介護等体験生がこの要項14の規定に該当するときは、証明書を発行しないことができる。

1 0 書類の保存年限

介護等体験実施校における介護等体験に係る書類の保存年限は3年とする。

1 1 介護等体験に係る費用負担

介護等体験実施校は、介護等体験に係る実費を介護等体験生から徴収することができる。

1 2 保険への加入

大学等は、介護等体験生名簿の提出時（1か月前）までに、介護等体験生を、介護等体験に伴い想定される事故等に対応した保険に加入させなければならない。

1 3 介護等体験の実施報告

介護等体験実施校は、当該年度に計画された介護等体験がすべて終了したときは、介護等体験実施結果報告書（様式第11号）を県教育委員会に提出するものとする。

1 4 介護等体験の取り消し

介護等体験実施校は、介護等体験生に、下記の一に該当する行為があったと認めるときは、介護等体験生の受け入れを取り消すことができる。取り消しを行ったときは、介護等体験取消通知書（様式第12号）により大学等に通知するものとする。

- (1) 介護等体験生の要件を欠くことが判明したとき。
- (2) 介護等体験生が、下記事項に該当する行為を行ったとき。
 - ・ 介護等体験実施校が定めた、介護等体験に係る指導事項に従わないとき。
 - ・ 介護等体験により知り得た児童生徒に対する情報を他に漏らしたとき。
 - ・ その他、上記事項に類する行為があったとき。

1 5 その他

この要項に定めるもののほか、介護等体験の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。